

グループホームみのり園

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護運営規程

(目的)

第1条 この運営規程は、社会福祉法人若葉会が設置するグループホームみのり園（以下「事業所」という。）が行う介護予防認知症対応型共同生活介護事業及び認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）を定め、事業所の介護従事者が、要支援又は要介護状態にあたる高齢者に対して、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 本事業は、要支援又は要介護者であって認知症の状態にある者（当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者、並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く、以下同じ。）について、共同生活住居において家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介助の他、日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努めるものである。
- 2 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 事業所は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

1. 名 称 グループホームみのり園
2. 所在地 茨城県常陸大宮市鷹巣2243-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長（管理者） 1名（兼務）
施設長は、事業所の従業者の管理及び教務の管理を行うとともに、各居宅介護支援事業者との連携や苦情処理などの業務にあたる。
- (2) 計画作成担当者 1名
計画作成担当者は、自らも介護従業者として勤務するとともに、認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
- (3) 介護職員 常勤換算方法で3名以上
介護従事者は、運営基準に従って日中、夜間における入居者の介護を行う。
- (4) 看護職員（必要に応じて） 1名

看護職員は、利用者の日々の健康状態チェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

- 2 前項に定めるもののほか、必要に応じて定数を超え又は、その他の職員を置くことができる。

(利用定員)

第5条 事業所の定員は9名とする。

(定員の遵守)

第6条 災害等やむを得ない場合を除き、入居定員及び居室の定員を越えて入所させない。

(受給資格等の確認)

第7条 サービスの提供を求められた場合には、その被保険者証によって、被保険者資格、要支援要介護認定の有効期限を確かめる。

- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(入退居)

第8条 本事業は、要支援要介護認定審査を受けた要支援者又は要介護者であつて認知症の状態にある者のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供する。

- 2 入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書により当該入居申込者が認知症状を有するものであることの確認を行う。
- 3 入居申込者が入院治療を要するものであること等入居申込者に対し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合には、適切な介護保健施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとする。
- 4 入居申込者の入居に際しては、その者の身心の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。
- 5 利用者について、その身心の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が他の指定居宅介護サービス等を利用することによって、自宅において日常生活を営むことができるかを検討しなければならない。
- 6 利用者の退去の際には、利用者及びその家族に対し、適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

(入退居の記録の記載)

第9条 事業者は、利用者の入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退去に際しては退去の年月日を利用者の被保険者証に記載する。

(利用者に関する保険者への通知)

第10条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を、保険者である市町村に通知する。

- イ 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要支援

要介護状態の程度を増進させたと認められたとき。

- ロ 偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

(介護予防認知症対応型共同生活介護事業及び認知症対応型共同生活介護事業の取扱方針)

- 第11条 本事業は、利用者の認知症の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう配慮して行われるよう努める。
- 2 本事業は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われるよう努める。
 - 3 本事業は、第13条に規定する認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
 - 4 共同生活住居における介護従業者は、本事業の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
 - 5 本事業の提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
 - 6 事業所は、自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努める。

(調査への協力)

- 第12条 事業者は、提供した事業に関し、利用者の身心の状況を踏まえ、妥当適切な事業が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うようにつとめる。

(認知症対応型共同生活介護計画の作成)

- 第13条 管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させる。
- 2 計画作成担当者は、利用者の身心の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて他の介護従業者と協議の上、援助の目的、当該目標を達成するために具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
 - 3 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じた認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明する。
 - 4 認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたっては、通所介護の活用その他の多様な活動の確保に努める。
 - 5 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者、利用者が認知症対応型共同生活計画に基づき利用できる他の指定居宅サービス等を行う者との連携を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行う。
 - 6 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。

(介護等)

第14条 介護は、利用者の身心の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うこととする。

- 2 入浴は、適切な方法により入居者の希望に基づいて入居者を入浴させ、又は清拭する。
- 3 身心の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 おむつを使用せざるを得ない入居者については、おむつを適切に交換する。
- 5 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 6 常時1人以上の介護従事者を配置する。
- 7 事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により当該共同生活住居における介護従業者以外による介護を受けさせない。
- 8 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従事者が共同で行うように努める。

(相談及び援助)

第15条 入居者又はその家族に対して、その求めに適切に応じるとともに、必要な助言及び援助その他の情報提供を行う。

(社会生活上の便宜の提供)

第16条 利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めることとする。

- 2 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。
- 3 従事者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

(管理者による管理)

第17条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保健施設、居宅サービス事業所、病院、診療所又は、社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により、当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りではない。

(介護計画作成担当者による計画作成)

第18条 共同生活住居の介護計画作成担当者は、同時に介護保健施設、居宅サービス事業所、病院、診療所又は社会福祉施設に勤める者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により、当該共同生活住居の勤務上支障がない場合は、この限りではない。

(勤務体制の確保等)

第19条 利用者に対し、適切な事業を提供できるよう、従業者の勤務体制を定める。

- 2 前項の介護従業者の勤務体制を定めるにあたっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供を配慮する。

(利用料の受領)

第20条 事業を提供した場合の利用料は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領サービスに該当しない事業を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と事業にかかる居宅介護サービス費用基準額との間に不合理な差が生じないように徴収する。

3 前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける。

(1) 食材料費

(2) 居室利用料

(3) 光熱水費

(4) 理美容費

(5) おむつ代

(6) この他、本事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となる者に係る費用であってその利用者に負担させる事が適当と認められるもの。

4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

5 上記利用料及びその他の具体的な額は、別添「重要事項説明書」に基づくものとする。

(利用料金に含まれない費用)

第21条 前条に規定される利用料には協力医療機関等から提供される医療等の法定代理受領分の費用は含まれない。

(入居の資格)

第22条 利用者は入居申込に際して、事業所が用意する入所申込書に署名捺印して提出するとともに、介護保険被保険者証の提示をしなければならない。

(保証人の設定)

第23条 利用者は入居に際して、事業所が用意するサービス提供契約書に署名捺印して提出するとともに、適切な保証人を立てて報告しなければならない。

(日課の励行)

第24条 利用者は、介護従事者の作成した認知症対応型共同生活介護計画に基づいた日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(外出及び外泊)

第25条 利用者が外出、外泊を希望する場合には、所定の手続により管理者に届ける。

(健康維持)

第26条 利用者は、健康に留意するものとし、事業所で行う健康診断は特別な理由

がない限り受診する。

(衛生保持)

第27条 利用者は、居室の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため事業所に協力する。

(禁止行為)

第28条 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の入居者に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気使用、喫煙又は飲酒をすること。
- (5) 故意に共同生活住居もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
- (6) 同時に入居している他の利用者に関する秘密を漏らすこと。

2 上記に規定する事項は、利用者の家族にも適用する。

(退去の勧告)

第29条 故意または重大な過失により前条に規定する禁止行為を頻繁に繰り返す場合にあっては、事業者は入居者及びその保証人に退去を勧告する場合がある。

2 サービス提供契約書及び認知症対応型共同生活介護計画に規定されたサービスを受けた利用者が、故意又は重大な過失により、事業所が請求する法定代理受領サービス費やその他のサービス費用等を、指定する期限のうちに納めなかった場合には、保証人にその旨を報告し退去を勧告する場合がある。

3 利用者が当該事業の対象でなくなった場合、又は保険料の滞納などにより介護保険被保険者の資格を失った場合は、遅滞なく保険者である市町村に通知し対応策を検討する。この結果により退去を勧告する場合がある。

(非常災害対策)

第30条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(秘密保持等)

第31条 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第32条 居宅介護支援事業者又はその従業者は、要介護被保険者に対して、当該共同生活住居を紹介する代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退去者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(提供拒否の禁止)

第33条 事業者は、正当な理由なく事業の提供を拒んではならない。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第34条 本事業の提供の開始に際し、要支援又は要介護認定等を受けていない利用申込者については、要支援又は要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 指定居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援又は要介護認定等の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援又は要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第35条 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払をうけた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められた事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(苦情処理)

第36条 提供した事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第37条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備する

三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

- 4 事業所は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(緊急時の対応)

- 第38条 サービス提供時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医又は事業者が定めた協力医療機関へ連絡するとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(管理者の責務)

- 第39条 管理者は、従事者の管理及び本事業の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うものとする。
- 2 管理者は、従事者に運営規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第40条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(地域との連携)

- 第41条 本事業の運営にあたっては、地域住民又は、その自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(虐待防止に関する事項)

- 第42条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止のため次の措置を講ずるものとする。
- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待防止のための指針の整備
 - 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、

速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等について)

第43条 事業所は、入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第44条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他)

第45条 事業者は、介護予防認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型共同生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

2 全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

一 採用時研修 採用後3ヵ月以内

二 継続研修 年2回

3 事業所は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人若葉会と事業所の管理者との協定に基づいて定めるものとする。

附 則

この運営規程は、平成14年 5月 1日から施行する。

平成15年 4月 1日 一部変更

平成18年 4月 1日 一部変更

平成25年 4月 1日 一部変更

平成30年 8月 1日 一部変更

平成31年 4月 1日 一部変更

令和 3年 4月 1日 一部変更